

平成 21 年 11 月 13 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社セラータムテクノロジー
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 修
(コード番号 4330、大証ヘラクレス市場)
本 社 所 在 地 東京都中央区日本橋本石町 3 - 1 - 2

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 21 年 11 月 30 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日平成 21 年 11 月 13 日付で開示いたしました「北京誠信能環科技有限公司子会社化に関するお知らせ」の通り、当社は北京誠信能環科技有限公司を 100%子会社化し、中国市場における展開を図ってまいります。これに伴い、コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化を目的として、取締役の員数を現行の 5 名以内から 7 名以内に変更するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化を図るなか、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任免除規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 11 月 30 日(月)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 11 月 30 日(月)

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社セラータムテクノロジー IR 担当

TEL:03-6820-0740

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第28条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第29条～第33条 (記載省略)</p> | <p>(取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第23条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> |

以上